

■グリーン化特例「軽課」に係る軽自動車税（種別割）の適用基準及び税額

適用期間：令和5年4月1日 ～ 令和8年3月31日（※）

軽課年度：新規登録の翌年度課税分（一年間）のみ

上記適用期間中に最初の新規登録を行った三輪以上の軽自動車について、一定の要件を満たすものに限り、翌年度分（令和6～8年度）の軽自動車税が軽減されます。

車両区分			グリーン化特例「軽課」の適用車両			標準税額
			(1) 税額を概ね 75%軽減	(2) 税額を概ね 50%軽減	(3) 税額を概ね 25%軽減	
三輪のもの			1,000円	—	—	3,900円
四輪	乗用	自家用	2,700円	—	—	10,800円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円	6,900円
	貨物	自家用	1,300円	—	—	5,000円
		営業用	1,000円	—	—	3,800円

(1) 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合）

(2) 2030年度基準90%達成

(3) 2030年度基準70%達成（※(3)に限り適用期間は令和7年3月31日まで）